

浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第53号

浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、私立保育所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、当該私立保育所等における当該処遇の改善に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所等 次の各号のいずれかに該当するもののうち地方公共団体が運営するもの以外のものをいう。

ア 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて設置する幼稚園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。

イ 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を得て設置される法第39条第1項に規定する保育所及び法第56条の8第3項の規定により設置される公私連携型保育所をいう。

ウ 家庭的保育事業所 法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所をいう。

エ 小規模保育事業所 法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。

オ 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により認可を得て設置される同法第2条第7項に規定する幼保連携

型認定こども園をいう。

(2) 賃金改善 私立保育所等で勤務する職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が当該年度と同等の条件の下で、本補助金を交付する前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げること

(3) 年齢別平均利用児童数 年齢区分ごとに、令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童（他の市町村に居住する教育及び保育を必要とする児童で、私立保育所等を利用するものをいう。）の数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、私立保育所等の運営事業者であつて、賃金改善を行ったものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 原則として令和4年2月から同年9月までの間に、継続して賃金改善を行うために必要となる経費（賃金改善部分）

(2) 原則として令和4年4月から同年9月までの間の、令和3年度人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格（子ども・子育て支援法第27条第3項第1号又は第29条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応する費用（国家公務員給与改定対応部分）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に定める区分ごとに、別表に定める賃金改善部分及び国家公務員給与改定対応部分ごとに定める補助基準額に年齢別平均利用児童数及び事業実施月数を乗じて得た額を、補助金の上限額とする。

2 補助対象経費の実支出額から寄附金その他補助対象経費に係る収入額を控除した額と前項に規定する上限額のうち、いずれか少ない方の額とする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の規定による申請は、浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の書類を添えて、

行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による報告は、浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金実績報告書（別記第3号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第9条 規則第14条の規定による通知は、浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金額確定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(請求)

第10条 規則第15条の規定による請求は、浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金交付請求書（別記第5号様式）により行うものとする。

(補助金の概算払いの請求及び精算)

第11条 規則第16条第2項の規定による請求は、浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金概算払交付請求書（別記第6号様式）により行うものとする。

2 規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金概算払精算書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、浦安市私立保育所等保育士等処遇改

善臨時補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。

別表（第5条第1項）

区分			補助基準額	
施設類型	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与改定対応部分
幼稚園	181人から 210人まで	4歳以上児	810円	330円
		3歳児	1,200円	320円
		満3歳児	1,880円	580円
保育所	20人	4歳以上児	4,240円	990円
		3歳児	4,670円	1,080円
		1歳児及び2歳児	6,070円	1,430円
		乳児	8,350円	2,130円
	21人から30 人まで	4歳以上児	2,980円	720円
		3歳児	3,410円	820円
		1歳児及び2歳児	4,800円	1,100円
		乳児	7,080円	1,800円
	31人から40 人まで	4歳以上児	2,300円	610円
		3歳児	2,730円	710円
		1歳児及び2歳児	4,130円	1,090円
		乳児	6,410円	1,790円
	41人から50 人まで	4歳以上児	2,200円	480円
		3歳児	2,630円	570円
		1歳児及び2歳児	4,020円	1,060円
		乳児	6,300円	1,760円
51人から60 人まで	4歳以上児	1,910円	420円	
	3歳児	2,340円	520円	
	1歳児及び2歳児	3,730円	1,010円	
	乳児	6,010円	1,730円	
61人から70	4歳以上児	1,700円	490円	

人まで	3歳児	2,130円	580円
	1歳児及び2歳児	3,520円	830円
	乳児	5,800円	1,530円
71人から80人まで	4歳以上児	1,540円	340円
	3歳児	1,970円	430円
	1歳児及び2歳児	3,370円	920円
	乳児	5,650円	1,610円
81人から90人まで	4歳以上児	1,420円	320円
	3歳児	1,850円	420円
	1歳児及び2歳児	3,250円	770円
	乳児	5,530円	1,470円
91人から100人まで	4歳以上児	1,290円	260円
	3歳児	1,720円	350円
	1歳児及び2歳児	3,110円	830円
	乳児	5,390円	1,530円
101人から110人まで	4歳以上児	1,210円	250円
	3歳児	1,640円	340円
	1歳児及び2歳児	3,040円	710円
	乳児	5,320円	1,400円
111人から120人まで	4歳以上児	1,150円	240円
	3歳児	1,580円	330円
	1歳児及び2歳児	2,970円	700円
	乳児	5,250円	1,390円
121人から130人まで	4歳以上児	1,100円	320円
	3歳児	1,530円	410円
	1歳児及び2歳児	2,920円	680円
	乳児	5,200円	1,380円
131人から140人まで	4歳以上児	1,050円	320円
	3歳児	1,480円	410円

		1歳児及び2歳児	2,870円	680円
		乳児	5,150円	1,380円
	141人から 150人まで	4歳以上児	1,010円	320円
		3歳児	1,440円	410円
		1歳児及び2歳児	2,830円	690円
		乳児	5,110円	1,390円
	151人から 160人まで	4歳以上児	1,060円	310円
		3歳児	1,490円	400円
		1歳児及び2歳児	2,880円	660円
		乳児	5,160円	1,350円
	161人から 170人まで	4歳以上児	1,020円	200円
		3歳児	1,450円	290円
		1歳児及び2歳児	2,850円	660円
		乳児	5,130円	1,370円
	171人以上	4歳以上児	990円	190円
		3歳児	1,420円	280円
		1歳児及び2歳児	2,810円	660円
		乳児	5,090円	1,360円
幼保連携 型認定こ ども園	171人以上	4歳以上児	960円	210円
		3歳児	1,380円	300円
		1歳児及び2歳児	2,780円	650円
		乳児	5,060円	1,350円
家庭的保 育事業所	5人以下	乳児、1歳児及び 2歳児	9,960円	1,040円
小規模保 育事業所	6人から12 人まで	1歳児及び2歳児	6,850円	1,360円
		乳児	9,110円	2,030円
A型	13人から19 人まで	1歳児及び2歳児	5,170円	1,100円
		乳児	7,430円	1,780円
小規模保	6人から12	1歳児及び2歳児	6,700円	1,220円

育事業所 B型	人まで	乳児	8,970円	1,830円
	13人から19人まで	1歳児及び2歳児	5,070円	1,040円
	人まで	乳児	7,340円	1,660円

備考

- 1 この表における「定員区分」とは、次に掲げる定員をいう。
 - (1) 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園については、子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する利用定員
 - (2) 家庭的保育事業所、小規模保育事業所A型及び小規模保育事業所B型については、子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する利用定員
- 2 この表における「4歳以上児」とは、令和3年4月1日時点において、満4歳及び満5歳の者をいう。
- 3 この表における「3歳児」とは、令和3年4月1日時点において、満3歳の者をいう。
- 4 この表における「満3歳児」とは、令和3年4月2日から令和4年3月31日までの間に、満3歳に達した者をいう。
- 5 この表における「2歳児」とは、令和3年4月1日時点において、満2歳の者をいう。
- 6 この表における「1歳児」とは、令和3年4月1日時点において、満1歳の者をいう。
- 7 この表における「乳児」とは、令和3年4月1日時点において、満1歳未満の者をいう。
- 8 この表において小規模保育事業所A型とは、浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第18号。以下「条例」という。）第29条に規定する小規模保育事業所A型をいう。
- 9 この表において小規模保育事業所B型とは、条例第32条に規定する小規模保育事業所B型をいう。

別 記

第 1 号様式（第 6 条）

浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

年度浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

第2号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額 円

第3号様式（第8条）

浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった
年度浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金に係る実績について、浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業経費総額 円

2 交付決定額 円

3 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

第4号様式（第9条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした

年度浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金の額について、浦安市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

交付確定額 円

第5号様式（第10条）

浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった

年度浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金を、浦安市補助金
等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円

第 6 号様式（第11条第 1 項）

浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金概算払交付請求
書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった

年度浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金を、浦安市補助金
等交付規則第16条第 2 項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求
します。

1 交付決定額 円

2 概算払請求額 円

第7号様式（第11条第2項）

浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金概算払精算書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった

年度浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金について、浦安市私立保育所等保育士等処遇改善臨時補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり精算します。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 概算払交付額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |
| 3 | 精算額 | 円 |